

学校感染症の届け出について

下記の感染症にかかった場合は、学校の届け出を必要とし、学校保健安全法第19条の定めにより、医師の許可があるまでは登校できないこと（出席停止）になります。登校には、主治医の許可が必要ですので、主治医にこの用紙の裏面を記入してもらい、その指示に従ってください。また、登校の際にこの用紙は、担任を通じて保健室に提出してください。なお、この場合の出席停止は、欠席扱いにはなりません。

記

学校感染症の種類と出席停止期間の基準

◎第一種（治癒するまで）

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）

◎第二種

※インフルエンザ 発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）

百日咳 特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで

麻疹 解熱した後三日を経過するまで

流行性耳下腺炎 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現したあと五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで

風しん 発しんが消失するまで

水痘 すべての発しんが痂皮化するまで

咽頭結膜熱 主要症状が衰退した後二日を経過するまで

※新型コロナウイルス感染症 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで

（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新に報告されたものに限る。）であるものに限る。）

結核 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

髄膜炎菌性髄膜炎 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

◎第三種（症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで）

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性角結膜炎、その他の感染症

※の学校感染症は、それぞれ別紙の「治癒報告書」をご使用ください。

富山県立伏木高等学校長 殿

住 所

医師氏名 _____

登 校 許 可 証 明 書

下記の者は、学校保健安全法施行規則第 19 条の基準に達したので、学校への出席は差し支えないと認めます。

記

1 生徒氏名 年 組

2 病名

3 初診日 令和 年 月 日

4 学校への出席日 令和 年 月 日から

5 指示・指導事項

*この届け出は、本校ホームページからダウンロード出来ます。